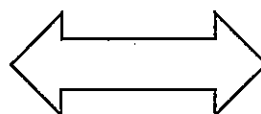
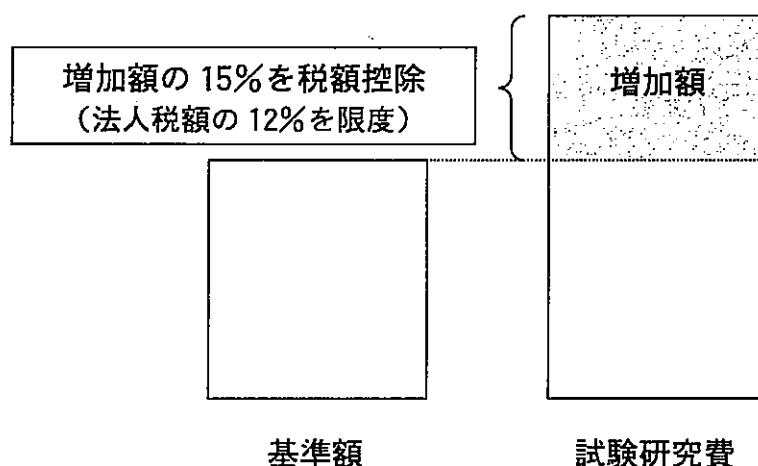


2. 平成 15 年度改正で導入された政策税制

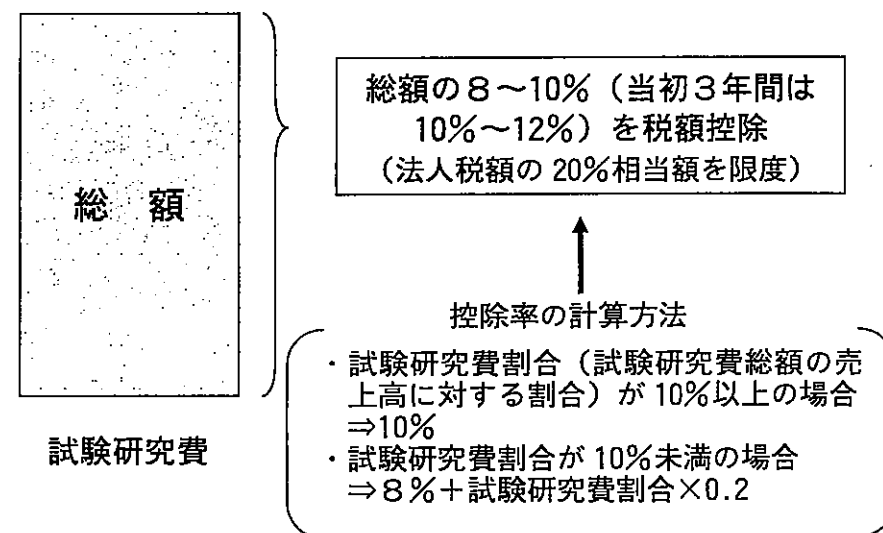
研究開発税制の概要

増加試験研究費に係る税額控除制度



選択適用

試験研究費の総額に係る税額控除制度



試験研究費の総額に係る税額控除制度の仕組み

(1) 税額控除率

① 期限を区切らない措置…全法人に 8% の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高い法人ほど控除率も高くなるよう、これに 0%～2% を上乗せ (8%～10%)。

② 3 年間の時限措置…①に加えて 3 年間の時限措置として、一律 2% を上乗せ (当初 3 年間は 10%～12%)。

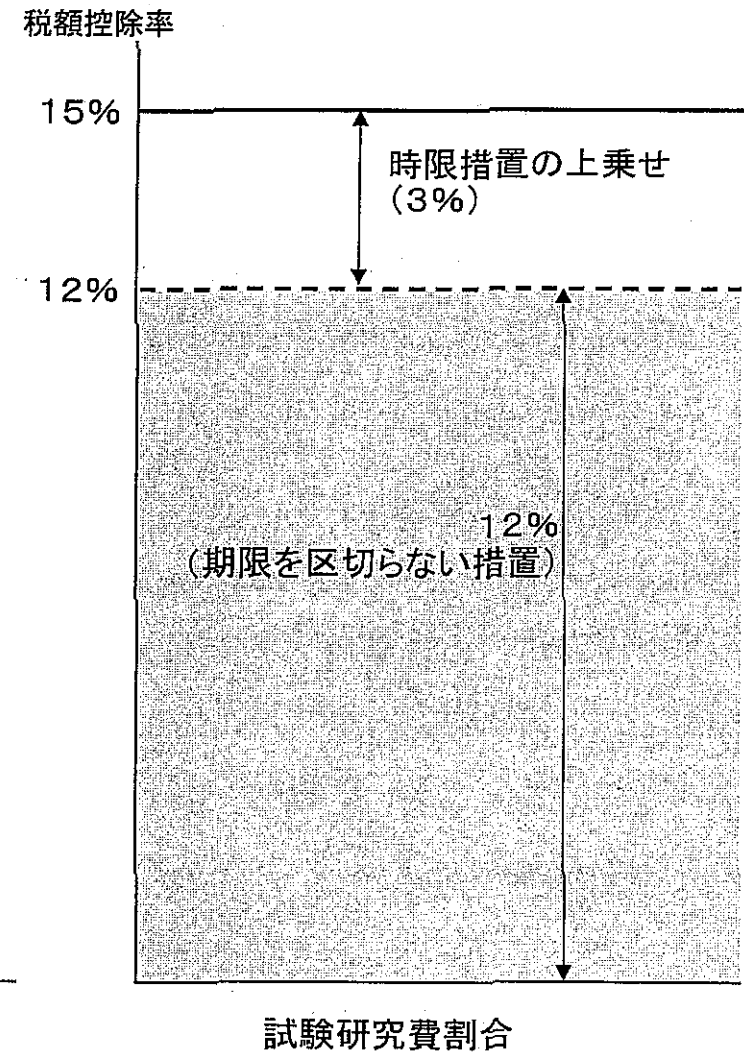
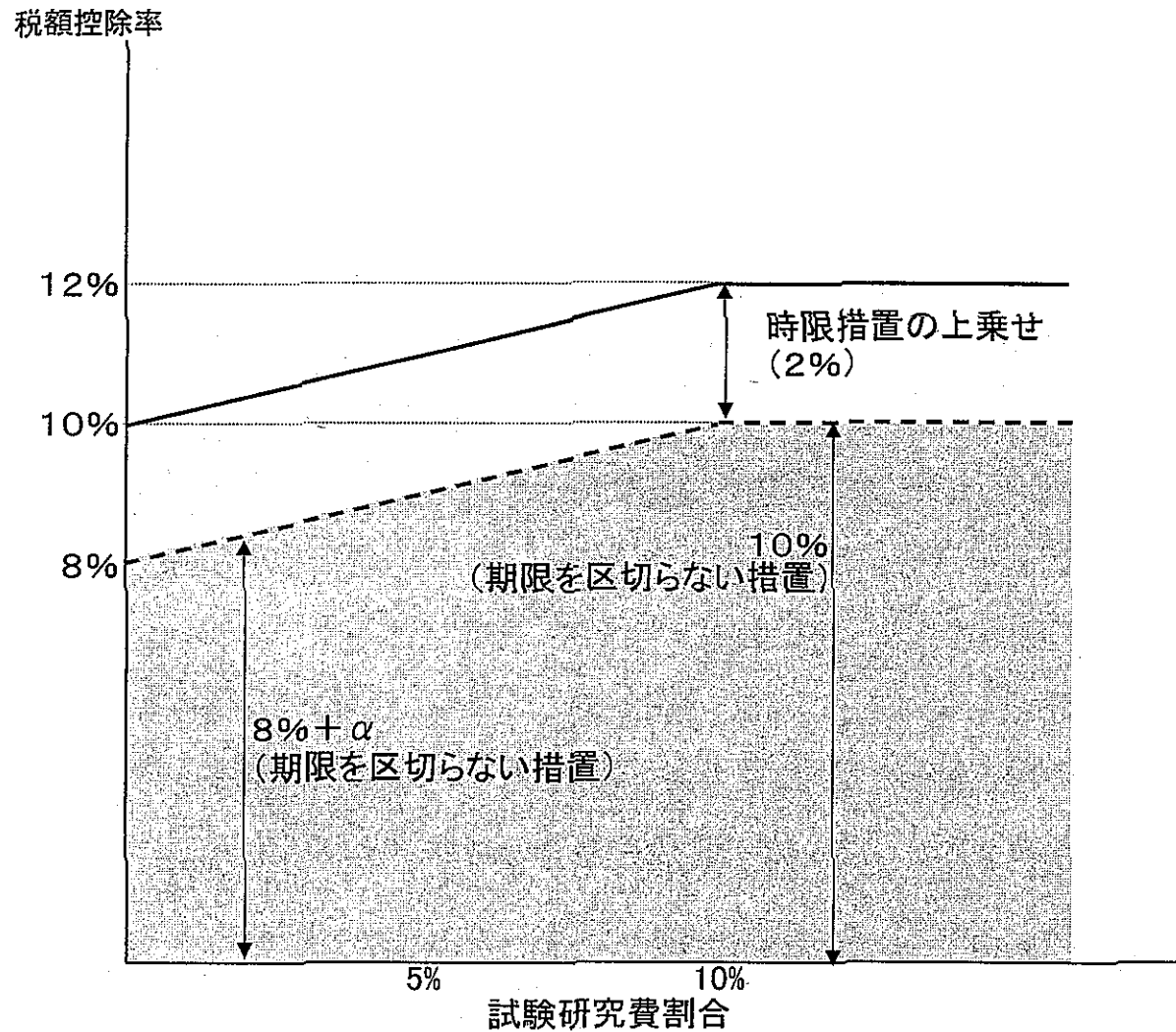
(2) 中小企業については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。

(3) 産学官連携の共同・委託研究については、一律で 12% の税額控除率を適用。これに加えて、3 年間の時限措置として、一律 3% を上乗せ (当初 3 年間は一律 15%)。

(4) 税額控除額 (3) については、(1) との合計額) については、法人税額の 20% 相当額を限度。控除限度超過額については、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を上回る場合に限り、1 年間の繰越し控除が可能。

研究開発税制における税額控除率のイメージ

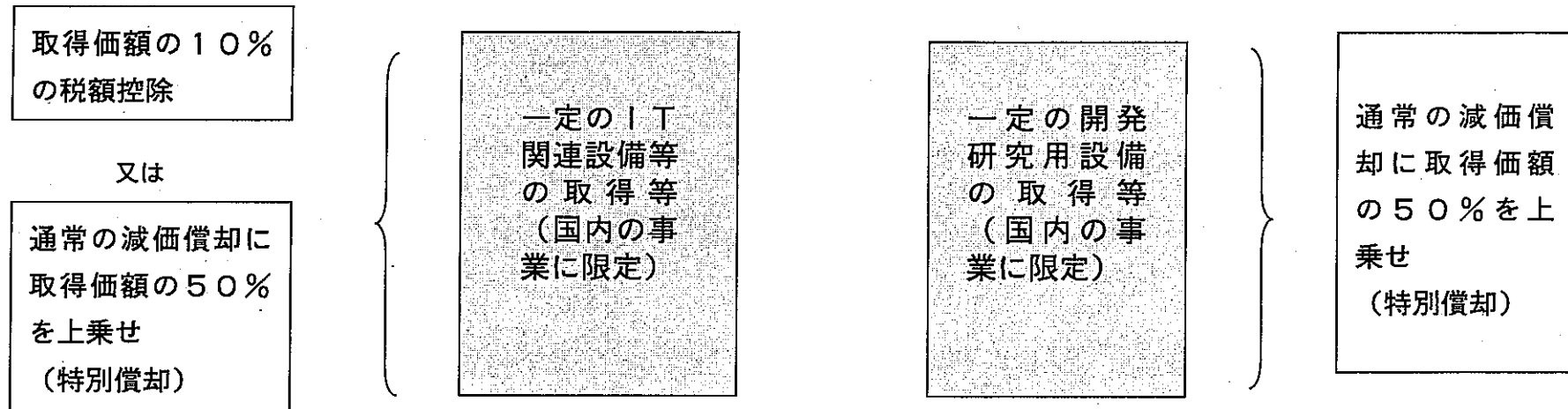
【中小企業・産学官連携】



(注1)「試験研究費割合」とは、試験研究費の総額の売上金額(当期を含む4年間の平均売上金額)に対する割合をいう。

(注2) $\alpha = \text{試験研究費割合} \times 0.2$

設備投資税制の概要



制度の仕組み

[IT投資促進税制]

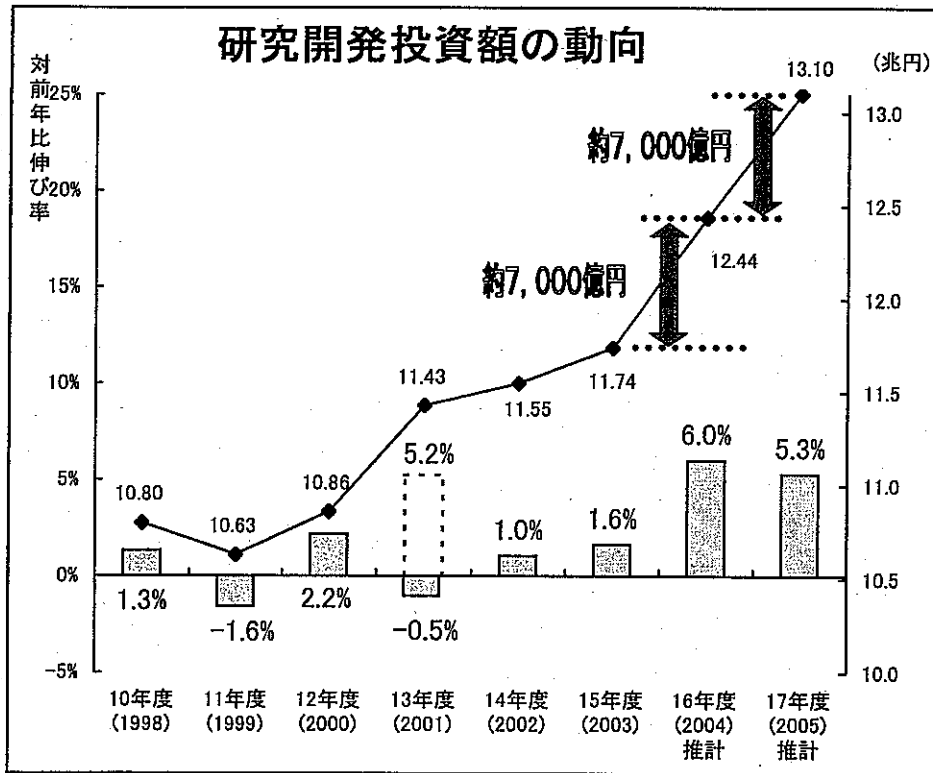
- (1) 10%税額控除と50%特別償却の選択制（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）
- (2) 資本金3億円以下の法人については、リース費用（リース費用総額の60%相当額）も税額控除の対象。
- (3) 対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
- (4) 税額控除額については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、1年間の繰越し控除が可能。

[開発研究用設備の特別償却]

試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度に加え、開発研究に専用される一定の機械装置及び器具備品に係る50%の特別償却（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）。

民間投資の動向

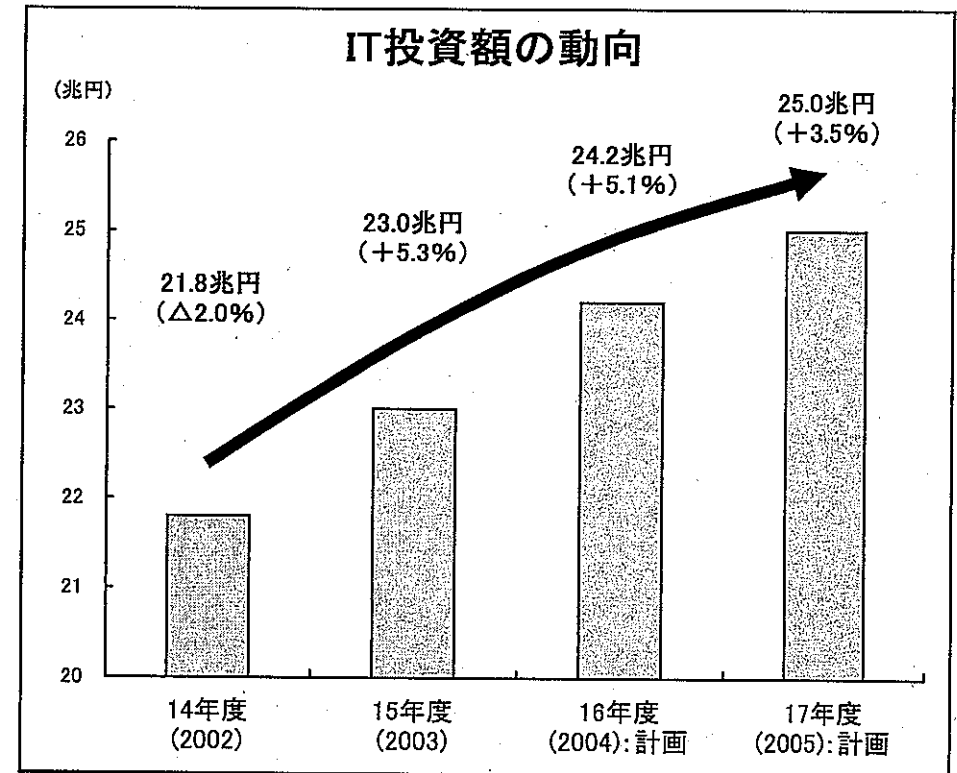
1. 研究開発投資



(出典) 総務省統計局「科学技術研究調査報告」平成16年度版(平成16年度・平成17年度は経済産業省による推計)。なお、「科学技術研究調査報告」においては、資本金10億円以上の企業(4,481社)が網羅されている。

(備考) 平成14年度調査から調査対象業種が追加されたため、一時的に平成13年度の伸び率が上昇しているが、追加業種の影響を控除した実質的な平成13年度の伸び率は-0.5%となる。

2. IT投資

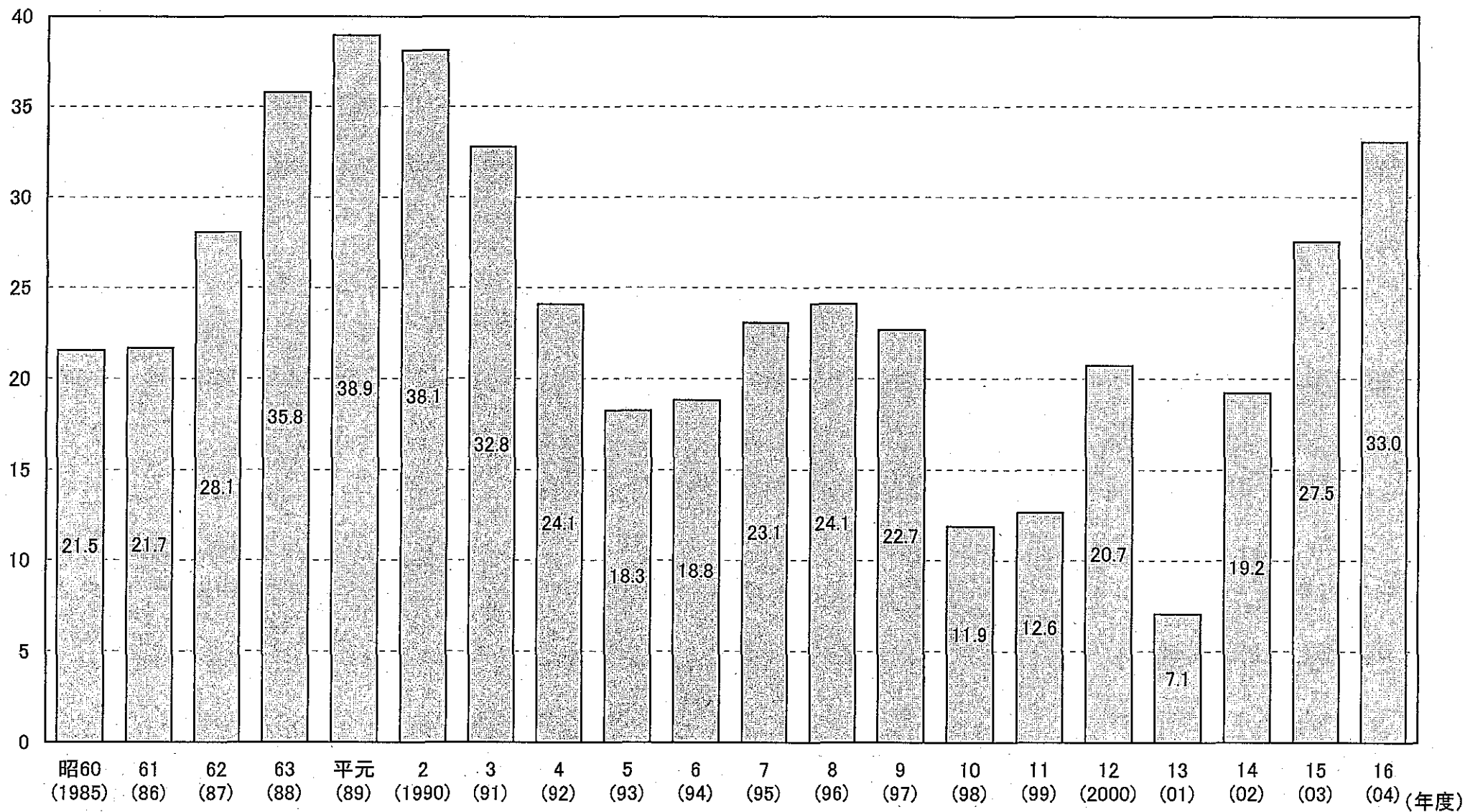


(出典) 経済産業省(「生産動態統計」・「特定サービス産業実態調査」・「特定サービス産業動態調査」)、(社)電子情報技術産業協会、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会、情報通信ネットワーク産業協会の調査結果より作成。

(算出方法) 平成16年度の一部は上半期の実績値をもとに推計。平成17年度は、野村総合研究所の調査結果等を参考に推計。

税引前当期純利益の推移

(兆円)



(出所) 法人企業統計調査 (財務省)

(参考) 政策税制に関する主な税調答申

あるべき税制の構築に向けた基本方針(平成14年6月)

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成10年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

② 政策税制の集中・重点化 ―明確な国家戦略を前提とした重点的な措置―

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

平成 15 年度における税制改革についての答申―あるべき税制の構築に向けて―（平成 14 年 11 月）

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

（1）検討の方向

法人税は、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきであり、今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本的考え方で法人税の改革を行っていくべきである。

国の法人税率については、累次の引下げにより既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭に置いて、現在これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。所得税、消費税と並んで基幹税である法人税の負担水準の見直しについては、今後他の先進国との税率のバランスを踏まえ、所得税、消費税を含む税体系全体のあり方の見直しの中で、検討すべきである。

他方、わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるため、既存の租税特別措置等の統廃合を大胆に進め、真に有効な政策税制を集中・重点的に講じる必要がある。あわせて、活力ある中小企業の経営基盤を強化する中小企業税制の見直しを行うとともに、経済社会の変化に対応して、寄附に関する税制について見直しを検討する必要がある。

（2）政策税制の集中・重点化

① 研究開発税制

厳しい経済状況の下、研究開発の分野でも合理化・効率化が進められる中で、研究開発支出が「増加」した場合に税額控除を行う現行制度が有効に機能しなくなっている面がある。このため、研究開発支出の「総額」

の一定割合を税額控除する制度を導入する。

その際、研究開発支出を増加させるインセンティブを高める観点から、基本的に売上高に占める研究開発支出の比率が高いほど、税額控除率を高く設定する。また、研究開発は 21 世紀のわが国を支える産業・技術の創出につながることから、制度の基幹的部分は期限を区切らない措置とする。

② 設備投資税制

一般的な投資促進税制は、企業が過剰な設備・債務を抱え、キャッシュフローを借入金の圧縮に充てている中で、設備投資の増加につながるか疑問である。また、競争力を失う産業にも優遇措置を与えるため、構造改革に逆行しかねない。したがって、真に有効な分野に集中・重点化した投資促進税制を創設する。

イ. IT 投資の促進は、短期的な需要創出効果が見込めるだけでなく、広くわが国企業全体の事業効率化、付加価値向上につながることを期待できる。このような IT 投資に対し、集中的に政策効果を高める観点から、期限を区切り、重点的な政策税制を講じる。

ロ. 研究開発を設備投資の面からもさらに支援するため、期限を区切り、研究開発用の機械、設備等の取得に対して支援措置を講じることとする。このような措置を採ることにより、特に、いわゆる重点 4 分野（バイオ、IT、環境、ナノテク）をはじめとする先端分野に係る設備投資が促進されるものと考えられる。

(中略)

3. 租税特別措置等の統廃合

租税特別措置等は、特定の政策目的を実現するための政策手段の一つであるが、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置である。政策税制の集中・重点化を図るに当たっては、既存の租税特別措置等について、本格的な統廃合を行う。

このため、政策目的に国民的合意があるか、政策手段として税制を用いることが適当かどうかなどについて、十分に吟味していく必要がある。加えて、創設後長期間にわたっていないか、利用実態が低調になっていないか、特定の者、地域に偏った利益を与えていないか等の観点から、大胆に統廃合を進めていく必要がある。

平成 17 年度の税制改正に関する答申（平成 16 年 11 月）

二 個別税目の課題

4. 法人課税

（1）法人税

これまで法人税については、国際的に整合性がとれ、企業活動に歪みの少ない中立的な税制を目指し、課税ベースを拡大・適正化しつつ、税率を引き下げてきた。研究開発・設備投資減税といった政策税制の集中・重点化を図ったほか、商法改正等に伴うインフラ整備として組織再編税制や連結納税制度を導入した。今後とも、経済社会の構造変化に柔軟に対応する観点から、改革を進めていかねばならない。

法人税率については、既に他の先進諸国並みの水準となっており、当面、引き下げる状況にはない。今後、研究開発・設備投資減税の有効性を検証しつつ、経済・財政状況、わが国の税負担の水準や税体系全体のあり方との関連、他の先進諸国との税率バランスを踏まえ総合的に検討すべきである。

既存の租税特別措置については、その効果を検証しつつ、引き続き整理合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために真に有効な政策税制への集中・重点化を図る必要がある。